平成２５年（フ）第１７９号
愛知県岡崎市矢作町字末広25番地　メゾン末広201
債務者　宮澤　聡史
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
愛知県豊田市大清水町大清水48番地２　仙石ビル807号
債務者　樋口　伸一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４１号
熊本市東区月出４丁目４番８―403号　シャトレ長みねⅢ
債務者　中村　幸介
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４７号
熊本県八代市本野町434番地１
債務者　坂崎千恵美（旧姓川邊）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月22日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２３号
熊本県菊池市旭志伊萩563番地
債務者　大塚　健一
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第９５３号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目４番２―208号
債務者　田邊　栄一
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７４号
横浜市港南区野庭町662番地　野庭住宅３棟104号
債務者　犬塚　博之
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８５号
横浜市磯子区磯子３丁目４番10―202号
債務者　北海知恵子
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８６号
横浜市泉区和泉町6200番地　コーポいずみ野Ａ―105
債務者　小林　慶三
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１００４号
横浜市旭区中希望が丘169番地11　スカイピア希望が丘２Ａ―201
債務者　倉田　優
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７号
愛媛県大洲市長浜甲593番地２
債務者　髙﨑　信恵
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第１７８２号
東京都中野区上高田２丁目43番６号　シャインヒルズ中野202、旧住所さいたま市大宮区櫛引町１丁目246番地２　北見ハイツ101号
破産者　藤田　勝己
1　主文　平成25年５月20日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「さいたま市大宮区櫛引町１丁目246番地２　北見ハイツ101号」とあるのを、「東京都中野区上高田２丁目43番６号　シャインヒルズ中野202、旧住所さいたま市大宮区櫛引町１丁目246番地２　北見ハイツ101号」と更正する。
2　決定年月日　平成25年６月６日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１７６号
滋賀県近江八幡市小船木町63番地２、開始決定時の住所滋賀県近江八幡市安土町常楽寺400番地
破産者　継野　　博
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　決定年月日　平成25年６月４日
5　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第１０２４号
埼玉県蕨市塚越２丁目９番９号
破産者　丸善漬物工業株式会社
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成１９年（フ）第２６４号
富山県高岡市蓮花寺206番地の１
破産者　株式会社トーカン
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１０２１号
名古屋市中区伊勢山１丁目１番22号
破産者　株式会社スズキグラステック
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部